



# 島根県報

平成30年 8 月17日 (金)

号外 第 111 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(       "       )	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(       "       )	5

**【正 誤】**

平成28年12月16日付け島根県報号外第188号中	(水 産 課)	5
---------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第572号**

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のとおり改正し、平成30年 8 月20日から施行する。

平成30年 8 月20日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第 1 号）第 4 条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成30年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.7パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

**島根県告示第573号**

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成30年 8 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第 2 中

「

年1.3% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%）	年1.1% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%）	年1.3%	年1.3%	年1.1%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.3%	年0.7%	年0.7%
年1.3% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%）	年1.1% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%）	年1.3%	年0.7%	年0.7%
年1.3% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%）	年1.1% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%）	年1.3%	年0.7%	年0.7%
年1.3% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%）	年1.1% （新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%）	年1.3%	年1.3%	年1.1%
年1.3%	年1.1%	年1.3%	年1.3%	年1.1%

を

—	—	年1.3%	年0.7%	年0.7%
年1.3%	年1.1%	年1.3%	年0.7%	年0.7%

」

「

年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年1.3%	年1.1%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.3%	年0.6%	年0.6%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年0.6%	年0.6%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年0.6%	年0.6%
年1.3% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.3%)	年1.1% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年 1.1%)	年1.3%	年1.3%	年1.1%
—	—	年1.3%	年0.6%	年0.6%
年1.3%	年1.1%	年1.3%	年0.6%	年0.6%

に改める。

」

## 附 則

- この告示は、平成30年8月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成30年8月20日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

## 島根県告示第574号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「昭和44年政令第209号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

	資金種類	償還期限	据置期間	貸付利率
第1号 資金	1 総トン数20トン未満の漁船の建造、 取得又は改造に必要な資金	20年以内。ただし、漁船の 改造に必要な資金であって 船体以外の部分のみに係る ものにあつては、10年以内 とする。	3年以内	年0.4%以内
	2 総トン数20トン以上の漁船の建造、 取得又は改造に必要な資金			年0.45%以内
第2号 資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管 施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄 養池、水産種苗生産施設、養殖用作業 舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、 水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物 等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用 通信施設の改良、造成又は取得に必要な 資金	15年以内。ただし、法第2 条第1項第6号から第10号 までに掲げる者（同号に掲 げる者にあつては、政令第 5条に規定する者を除く。 以下「漁業協同組合等」と いう。）に貸し付けられる ものにあつては、20年以内 とする。	3年以内	年0.4%以内
第3号 資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用 機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ 調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機 具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運 搬用機具又は生産・経営管理情報処理用 機具の取得に必要な資金	7年以内。ただし、漁業協 同組合等に貸し付けられる ものにあつては、10年以内 とする。	2年以内	年0.4%以内
第4号 資金	漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣 が定める養殖施設の取得に必要な資金	5年以内。ただし、定置網 （漁業法（昭和24年法律第 267号）第6条第3項に規定 する定置漁業に係るものに 限る。）の取得に必要な資 金にあつては、10年以内と する。	2年以内	年0.4%以内
第5号 資金	ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1 年以上である水産動植物であつて農林水 産大臣が定めるものの種苗の購入又は育 成に必要な資金（農林水産大臣が指定す るものに限る。）	5年以内	2年以内。ただし、 ぶり、ほたてがい又 は真珠貝（施術の年 の翌々年に浜揚げさ れるものに限る。） の養殖又は増殖に係 るものにあつては、 3年以内とする。	年0.4%以内
第6号 資金	有線放送施設その他の漁村における環境 の整備のために必要な施設であつて農林 水産大臣の定めるものの改良、造成又は 取得に必要な資金（漁業協同組合等に貸	20年以内	3年以内	年0.4%以内

	し付けられるものに限る。)			
第7号 資金	漁場改良造成施設、水産物の処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設又は漁家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金、漁業協同組合等が共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に必要な資金、漁業転換等に伴って必要となる初度的な経営資金、密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金、水産業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金	12年以内。ただし、漁業協同組合等に貸し付けられるもの、漁村給排水施設、漁家住宅又は水産業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金にあつては15年以内、初度的経営資金にあつては5年以内とする。	2年以内。ただし、漁業協同組合等に貸し付けられるもの、漁村給排水施設、漁家住宅又は水産業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金にあつては、3年以内とする。	年0.4%以内

**附 則**

- この告示は、平成30年8月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成30年8月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

**島根県告示第575号**

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成30年 8 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「0.3パーセント」を「0.4パーセント」に改める。

**附 則**

- この告示は、平成30年8月20日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成30年8月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

**正****誤**

平成28年12月16日付け島根県報号外第188号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第735号中	養殖用えさ調整供給用機具	養殖用えさ調製供給用機具